

議案第11号

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおりとっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にとつとりバイオフロントエリアの設置及び管理に関する条例第3条の規定による知事の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。